# 介護老人保健施設山王ライフ
# （居宅介護支援事業所）重要事項説明書

医療法人社団　　清宮医院

介 護 老 人 保 健 施 設　山 王 ラ イ フ

# 介護老人保健施設山王ライフ（居宅介護支援事業所）

# 重要事項説明書

1　事業の目的及び運営方針

（1）事業の目的

利用者が、適切なサービスの利用を受けられるように　介護サービス計画の作成等を行います。

（2）運営方針

ア　利用者が居宅において、有する能力に応じ自立した日常生活を営む事ができる様に配慮します。

イ　利用者の心身の状態や環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切なサービスが、多様な事業者から　総合的かつ効率的に提供されるように配慮します。

ウ　利用者の意思及び人格を尊重し､利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類または特定の居宅サービスに不当に偏ることがないよう、公正中立に行います。

エ　関係市町村、在宅介護支援センター、その他の指定介護支援事業者との連携に努めてまいります。

2　事業所の概要

（1）名称　　介護老人保健施設　山王ライフ　居宅介護支援事業所

所在地　前橋市山王町１３３番地　　電話　027-266-8611　営業時間外電話　070-2677-1534

介護保険指定番号　　1050180098

サービス提供地域　　前橋市・伊勢崎市・玉村町

（2）職員体制　　管理者　　1名

介護支援専門員　　3名（1名管理者兼務）

事務職　　1名

（3）営業日・営業時間

営業日　　月～金曜日

営業時間　　午前8時30分～午後5時30分

休日　　土・日・祝祭日・年末年始（12月30日～1月3日）

（4）利用料　　介護保険制度から全額給付されますので、**自己負担はありません。**

① 保険料の滞納等がある場合は　1ヶ月につき下記の金額をいただくことがあります。

要介護　1・2・・・・11,088円（1,086単位×地域係数10.21（7級地））

要介護　3・4・5・・14,406円（1,411単位×地域係数10.21（7級地））

② 対象者のみ算定

・入院時情報連携加算（Ⅰ）・・・・・250単位/月　・（Ⅱ）・・・・200単位/月

・退院・退所加算・・・（Ⅰ）イ・・・・450単位/月　・（Ⅰ）ロ・・・600単位/月

・退院・退所加算・・・（Ⅱ）イ・・・・600単位/月　・（Ⅱ）ロ・・・750単位/月

・退院・退所加算・・・（Ⅲ）　・・・・900単位/月

・初回加算・・・・・・・・・・・・・・300単位/月

・緊急時等居宅カンファレンス加算・・200単位/回（月2回を限度）

・ターミナルケアマネジメント加算・・400単位/月

・通院時情報連携 加算・・・・・・・50単位/月　　各　×地域係数10.21＜7級地＞

3　サービスの提供方法及び内容

ア　介護サービス計画作成に当たり、利用者が可能な限りその居宅において能力に応じた日常生活を営むことが出来る様に支援すべき総合的な課題を把握します。

イ　課題の把握は、居宅を訪問し、本人・家族に面接して行います。

ウ　計画を立てる上で身体状況などを把握するため、主治医にも相談をさせていただきます。

エ　把握した課題を分析し、必要な計画を作成します。

オ　利用者の意思に基づいた契約であるため、利用者やご家族は　居宅サービス事業者について、複数の事業所の紹介を求めることが可能です。また、当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることが可能です。

カ　各介護サービス事業者に集まっていただき、サービス担当者会議を開催します。

キ　サービス計画書原案について利用者またはご家族に対して説明し、文書により利用者の同意を求め、当該計画を交付します。

ク　毎月１回以上居宅を訪問し、身体状況・生活状況など問題等無いかどうかを確認させていただきます。それとともに利用票を確認していただきます。

ケ　定期的に実施状況の把握（モニタリング）を行ない、設定した目標の達成状況について評価します。

4　医療と介護の連携

入院時における医療機関との連携を促進する観点から

ア　居宅介護支援の提供開始に当たり、利用者等に対して、入院時に担当ケアマネジャーの氏名等を入院先の医療機関に提供する様お願いしています。

イ　より効果的な連携となるよう、入院時に医療機関が求める利用者の情報を提供します。

5　秘密の保持

事業者、介護支援専門員はサービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する情報を正当な理由無く第三者に漏らしません。但し、次の各号の情報提供については、利用者及びご家族からあらかじめ同意を得た上で行うこととします。

①　介護保険サービス利用のため　市町村、居宅介護サービス事業者等への情報提供、あるいは、適切な在宅療養のための医療機関等への医療情報の提供。

②　介護保険サービスの質の向上のため、研究会等での事例発表等。なお、この場合利用者個人を特定できないよう仮名を使用することを厳守します。

6　苦情処理

①　苦情相談窓口・・・介護支援専門員がご相談・苦情を承ります。

担当者：荻野 崇

②　各市町村の介護保険担当　・前橋市　027-898-6132　・伊勢崎市　0270-27-2743

・玉村町　0270-64-7705

③　国保連合会　027-290-1323（平日午前９時～午後４時30分）

7　事業所としての対策

（1）虐待の防止対策

虐待の発生又はその再発を防止するため、指針の整備、虐待防止検討委員会を設置し、従業員に対する研修を定期的に行っています。また、サービス提供中に従業員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村へ通報します。

（2）身体拘束について

当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行いません。緊急やむを得ず身体拘束を行う場合、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

（3）業務継続計画の策定

感染症や非常時災害の発生時において、利用者に対する介護保険サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、従業員に対し周知、必要な研修を行っています。また、必要に応じた定期的な業務継続計画の変更を行います。

（4）衛生管理対策

感染対策委員会を設置し、事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう指針を整備し、マニュアルに基づき職員に対する研修を行っています。

（5）事故発生時の対応

当事業所は、万全の体制でサービスの提供に当たっておりますが、万が一事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族及び関係市町村等に連絡するとともに、事故に遭われた利用者の救済、事故の拡大防止等必要な措置を講じます。また、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、誠意をもって速やかに損害賠償を行います。

7　介護サービス情報の公表

介護サービスの情報はホームページから閲覧できます。

群馬県介護サービス情報公表センターURL：http：//www.kaigo-joho.pref.gunma.jp/

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対し契約書および本書面に基づいて
重要事項の説明を行いました。

令和　　年　　月　　日

事　業　者

所在地　　群馬県前橋市紅雲町二丁目１２－１０

名　称　　医療法人社団　清宮医院

代表者　　理事長　清宮　和之　　印

説　明　者

職　種　　介護支援専門員

氏　名　　印

私は、契約書および本書面により、事業者から居宅介護支援についての重要事項の説明を確かに受け、
内容について同意し、重要事項説明書の交付を受けました。

令和　　年　　月　　日

利　用　者

住　所

氏　名　　印

代　理　人

住　所

氏　名　　印（続柄　　）